

ウェルフェア イズ ラヴ

2024年12月19日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ ）

12月13日に、福岡高等裁判所で争われていた同性婚訴訟に、違憲判決が出ましたね。

今回の判決、日本国憲法第13条（幸福追求権）の観点に踏み込んだ、画期的な判決と当事業所代表は考えます。

今回の判決理由を簡単に要約するならば、「誰と婚姻するかは自由であり、婚姻による法的な保護を受ける権利も変わらない。同性婚の道を閉ざすことは、それを望む当事者の幸福追求権を侵害している。」とした上で、「幸福追求権が制限されるのは、公共の福祉に反する場合のみだが、同性婚を望む当事者同士が婚姻をしたとしても、異性婚をしている方々の権利を侵害することには全くなならない（要するに、「誰にも迷惑をかけていないでしょう？」ということ。）から、同性婚を禁止する理由はない。むしろ禁止している現状は憲法違反に当たる。」ということだと思います。

そして、実のところ当事業所代表自身も少々引かかっていた『両性』という文言については、「それは、日本国憲法が制定された当時は、同性婚という発想がなかったから、そう書かれただけで、同性婚を禁止するという解釈にはならない。」と示されました。

本当にスッキリとする、明解な判決だと思います。「誰と暮らすか」は本当に基本的な人間としての権利。そういった意味からも、同性婚を禁止する理由はないと考えます。

スタッフのヒトリゴト

当事業所代表は最近、新聞小説にハマっております。実は、当事業所代表は、『小説』に対しては苦手意識を持っておりました。理由は単純に、ひとまとまりがとても長くて、区切りの良いところまで読むのに時間がかかる場合が多いから。でも、新聞小説は、「毎日少しずつ」なので、その課題がクリアされていることに気がきました。ちなみに今は、『家康と七人の忍び』という作品にハマっております。少し前は、『優しい猫』という作品も、愉しく読ませて頂きました。

LOVE のラブラブな実践

“「普通学校普通学級」と「特別支援学校」で何が違っていたかー私自身の被教育体験から”という動画が、youtube で公開されています。実はある団体の定例研究会の内容で、本来は申込者のみが視聴可能なのですが、今回は講師（当事業所代表と同じで脳性麻痺当事者。普通学校普通学級と特別支援学校、大学進学を経験された、社会福祉士資格所持者。）のご厚意で、youtube 上で公開されています。

2 時間 30 分程のかなり長時間の動画ではありますが、社会福祉（特に児童家庭福祉や障害者福祉）や教育に関係する方々には、お勧めしたい動画です。URL を貼り付けておきますので、ご興味のある方は是非ご視聴下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=M3nJlffL6u8>

県内の福祉イベント案内 他♪

来年のイベントのご案内になりますが、2025 年 1 月 31 日（金）に、琴平町総合センターにおいて、「当事者が語る『ひきこもり』及び「小さな交流会」が開催されます。今年は主にご家族の立場からのお話を拝聴できる機会です。ご家族とご本人の親子対談もあります。ちなみに当事業所代表も「ひきこもり支援関係者ネットワーク会議」の一員であるため、当日会場におります。関心のある方であればどなたでもご参加可能です。詳細は以下のリンクをご確認下さいませ。

<https://hitotoco.or.jp/event250131/>

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第 1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♡